

加賀市上下水道事業経営検討委員会設置規程を次のように定める。

令和6年8月21日

加賀市上下水道事業

加賀市長 宮 元 陸

加賀市上下水道事業経営検討委員会設置規程

〔令和6年8月21日〕
加賀市上下水道事業管理規程第1号

(設置)

第1条 本市の上下水道事業(加賀市上下水道事業の設置等に関する条例(平成17年加賀市条例第198号)第2条第1項に規定する上下水道事業をいう。)の経営に関する事項について調査検討するため、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条並びに加賀市附属機関設置条例(令和4年加賀市条例第1号)第2条第1項及び別表第1項に基づき、加賀市上下水道事業経営検討委員会(以下「検討委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、上下水道事業管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)の諮問に応じ、上下水道事業の経営に関する事項について調査検討し、管理者に答申する。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 本市に住所を有する水道又は下水道使用者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 検討委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後の最初の検討委員会は、管理者が招集する。

2 会長は、検討委員会の会議の議長となる。

3 検討委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 検討委員会は、調査検討のため必要があると認めるときは、関係行政機関の職員その他関係者に対し、会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、上下水道事業総務担当課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。